

## 第 677 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 7 年 7 月 18 日（金） 10 時 00 分～10 時 50 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益委員	山口会長、坂本委員、三上委員
労働者委員	小菅委員、小西委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者委員	谷口委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長、 山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の諮問等について (2) 特定最低賃金の金額改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について (3) 今後の日程等について (4) 実地視察の報告について	
議 事 内 容	
<p>○山中労働基準監督官</p> <p>それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>各委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、千田委員、庭本委員、倉本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告させていただきます。</p> <p>それでは、山口会長、これからの議事進行をよろしくお願いします。</p> <p>○山口会長</p> <p>それでは、ただ今から、第 677 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。</p> <p>各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。</p> <p>本日の審議会は、公開としておりますが、傍聴者される方におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項に記載しておりますとおり、注意事項を守って、傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、本日は、最後に予定しております事業場の実地視察の報告につきましては、個人情報、企業情報を保護する必要があるため、非公開といたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、本日の議題に入りたいと思います。</p>	

議題（１）「兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の諮問等について」に入ります。  
事務局は諮問の準備をお願いいたします。

（事務局で諮問文を準備し、局長に手渡す。）

（局長から会長へ諮問文を手交）

○山口会長

ただ今、局長より 7 件の特定最低賃金改正決定の必要性の有無及び改正決定に係る諮問を受けました。

それでは、事務局は諮問文の読み上げをお願いいたします。

○山中労働基準監督官

はい、読み上げさせていただきます。

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英 殿

兵庫労働局長

金成 真一

兵庫県塗料製造業最低賃金外 6 件の改正決定の必要性の有無及び改正決定について  
（諮問）

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、下記 1 から 7 の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 兵庫県塗料製造業最低賃金
- 2 兵庫県鉄鋼業最低賃金
- 3 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金
- 4 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 5 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 6 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金
- 7 兵庫県自動車小売業最低賃金

なお、今読み上げさせていただきました諮問文に記載の「別添」につきましては、特定最賃 7 業種の申出書とその添付書類になりますが、個別企業の賃金額がそれぞれ

記載されているため、この回の諮問文の写しには添付しておりません。

本日皆様には、その申出内容全体をまとめたものを審議会資料として、お手元の審議会資料1として、1ページ目に添付させていただいております。

その申出書のかがみの写しを資料2として、2ページ目以降に添付をさせていただいております。

また、その申出書の添付書類を要約したものにつきまして、社名を伏せた状態で資料3といたしまして、11ページ目以降に添付して、お配りしております。

御確認いただければと思います。以上でございます。

○山口会長

それでは、諮問に関して、事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、では、今回諮問となりました各特定最低賃金の申出の状況につきまして、説明させていただきます。

最低賃金決定要覧をお持ちの方は、そのページの95ページから98ページを御覧いただきたいと思います。

現在、兵庫県におきましては、9件の特定最低賃金が設定されております。今回はこのうち7件の最低賃金につきまして、改正の申出が行われたということでございます。

申出の要件につきましては、同じその要覧の211ページ目以降を御覧いただきたいと思います。

211ページ以降に新産業別最低賃金の運用方針に関しまして、昭和57年1月14日の中央最低賃金審議会における答申が掲示されております。その要覧の213ページを御覧いただきますと、昭和61年の中賃での運用方針のポイントが書かれてございます。

そのことにつきまして、簡単に要約して御説明させていただきます。

特定最低賃金の申出につきましては、まず、書面の申出書を提出することが必要とされております。

その申出の形式としましては、労働協約のケースと公正競争のケースの2つの形式がございます。

まず、労働協約のケースというのは、同種の基幹的労働者の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合、すなわち労働組合があって、その組合員労働者に対する賃金の最低額を定める協約がある場合について、申出を受ける場合となります。

もう一つの公正競争のケースというのは、必ずしも労働組合でなくても良いわけですが、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者の最低賃金を設定する必要があることを理由として申出を受けるケースとなります。

以上2つのケースがあり、申出のケースは、どちらでも可能とはなっておりますが、中央最低賃金審議会の報告におきましては、「今後においても、公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて、一層努めることとする。」とされております。

続きまして、申出の要件としましては、労働協約のケースも公正競争のケースも同じく、改定の場合であれば、合意する労働者が適用労働者の概ね3分の1以上、新設の場合であれば2分の1以上ということが必要となってきます。

加えまして、改正につきましては、申出いただいた中で最も低い額を定めた労働協約の最低賃金額を上回る改正はできないこととされておりますので、現行の各業種の特定最低賃金額よりも、申出いただいた労働協約の中の最低賃金額の方が高いということが必要となっております。

具体的に、御確認いただきますと、今年の申出状況としましては、お手元にお配りしております審議会資料の1ページ目を御覧ください。

ここにありますように、左側から塗料製造業等合計7件の特定最低賃金について、受理日の欄に、上のところの受理日の欄にありますとおり、7月1日及び7月4日にかけて、申出をいただいております。

この一覧表の左側の上から4つ目の枠を御覧いただきますと、申請ケースという枠があろうかと思えます。この申請ケースの欄を御覧いただきますと、申出のあった7件の全てが労働協約でのケースとなっております。

また、その下に適用労働者数、合意労働者数、合意者割合を記載しております。その合意者割合につきましては、各業種ごとに異なっておりますが、一番低いところで34.1%、一番高いところで51.9%であることが認められますので、それぞれ概ね3分の1以上という要件をクリアしているということを確認しております。

また、労働協約の最も低い時間額につきましては、赤字で記載していますとおり、時間額で算出し直して表記しております。

その下の現在適用の特定最低賃金額との差額につきましては、塗料製造業のプラス61円から鉄鋼業のプラス178円までとなっており、それぞれの特定最低賃金の協約での最低賃金額が現行の特定最低賃金額より、全て上回っているということを確認しております。

続きまして、資料2、2ページ目以降になりますけれども、こちらが「各申出書の写し」となり、先ほどお伝えしましたように11ページ目以降が「合意労働者数及び最低賃金に関する各協定書の金額一覧表」などを添付させていただいております。

なお、資料3では、社名を伏せて、記載させていただいておりますので、その辺も含めて、申出内容等の確認点検をお願いいたします。

以上のことから、事務局の方で、いずれの申出につきましても、形式的要件は具備されていることを確認させていただき、その上で、受理をさせていただいているところとなります。

続きまして、今後の特定最低賃金の審議の流れについて、説明させていただきます。お手元の審議会資料の34ページを御覧ください。

前回の本審で御覧いただきましたが、少し補足して説明させていただきます。

こちらの 34 ページは昨年度の特定最低賃金審議会の改正決定手順を示したものとなります。この表の左上端のとおり、昨年6月24日から7月4日の間に関係労使からの特定最低賃金に係る申出を受けて、その右側にありますとおり、7月19日に兵庫労働局長からの諮問を行っております。

これが当審議会における特定最低賃金の審議の取り掛かりとなる諮問に当たるもので、本日の審議会がこの部分に当たるものとなります。そこで金額改正の必要性の有無についての諮問を行い、その後必要性の調査審議を行います。

今年度の審議会につきましては、それぞれ設置した各専門部会において、改正必要性の審議を行い、全会一致で必要性ありとなった場合にはその旨の答申を行った上で金額改正の審議を行っていただくこととなります。

昨年でございますと、この必要性の調査審議から、答申までは、8月20日から9月12日まで実施しております。

なお、当審議会では従来より各特定最低賃金の改正必要性の有無の諮問の際に審議の結果、改正の必要性ありと認められた場合は、金額改正の調査審議も併せてお願いするという形で諮問を行わせていただいております。

続きまして、各専門部会での金額の調査審議を行っていただくこととなりますが、そこで改定額が決議されますとその改定額の答申を行うこととなります。

昨年であれば、この金額の調査審議から決議につきましては、9月9日から10月1日までの間に実施しております。

決議が行われますとその後15日間関係労使による異議申立の期間をおき、その申出があれば、異議審を行った上で改定額の決定を行います。

そして、その改定額の官報公示を行った上で、昨年は12月1日の効力発生とさせていただきます。

今年につきましても、本日の特定最低賃金の諮問を皮切りとして、しっかりと御審議をいただきまして、従前同様12月1日の発効を目指すというのが大まかなスケジュールとなっております。

簡単ではございますが、特定最低賃金の改正の流れということで説明させていただきました。事務局からは以上となります。

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、何か御質問等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

よろしいでしょうか。

それでは、議題（２）「特定最低賃金の金額改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について」に入りたいと思います。

労側から７件の特定最低賃金について、改正申出があり、本日諮問を受けましたので、これからそれぞれの特定最低賃金の調査審議に入ることになります。

前回７月１５日の審議会では、今後の審議の進め方について、使用者代表側は各専門部会での個別審議を求めたいということでございました。一方、労働者代表側は一括審議を求めたいということでございました。

ということで、冒頭、意見が分かれましたが、その後の審議の結果、今年度は各専門部会を設置して、そこで各産業別の改正必要性の有無についての審議を行っていくということになりました。

労使の各委員におかれましては、それでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

ありがとうございます。

それでは、改正必要性の有無についての審議から各専門部会で行うこととします。

早速ですが、初めに特定最低賃金の各専門部会設置の手続きを行い、最後に労使から特定最賃の改正に関する基本的な考え方や御意見がございましたら伺いたいと思います。

では、一つずつ確認しながら進めたいと思います。

まず、申出いただいた７件の特定最低賃金の改正必要性の調査審議について、審議会として個別に最低賃金法第２５条第１項の規定の専門部会をそれぞれ設置し、各専門部会において調査審議を行うこととする。ということでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

ありがとうございます。

次に、改正必要性ありとされた場合、最低賃金法２５条第２項により、専門部会を設置して金額審議をすることとなっていますが、改正必要性の審議と併せて、金額改正の審議についても、同じ専門部会で行うこととして、進めていってもよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

ありがとうございます。

最後に、専門部会の決議の取扱いですが、前回の審議会で確認させていただき、今年度についても、各専門部会において全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項「審議会はあらかじめその議決をするところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる」ということを適用させていただくこととします。

以上で専門部会の設置にかかる手続きが終了しました。

専門部会委員の推薦、日程等については、後で事務局から説明いただきたいと思います。

では、今後の特定最低賃金についても審議に入っていきますが、特定最低賃金の審議にあたって、追加で何か御意見がございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

ありがとうございます。

続きまして、議題(3)「今後の日程等について」に入りたいと思います。

各委員から何かありますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

では、なければ、事務局から何か説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

では、事務局より次回日程のことも合わせまして、2点御説明、御連絡させていただきます。

まず、1点目ですが、本日設置が確認されました特定最低賃金の専門部会に関しましては、各専門部会委員の推薦についての公示を本日7月18日金曜日から8月4日月曜日までの期間で行いたいと考えております。

各専門部会につきましては、その委員任命後に個別に開催の日程調整をさせていた

だき、まずは各部会の1回目を、8月19日火曜日以降の8月中に開催できるよう、日程調整を進めていくこととしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、各部会において、全会一致で改正の必要性ありとなった場合は、各部会で引き続きその金額審議を行っていただくという流れになりますので、よろしくお願いいたします。

2点目といたしましては、次回の予定についてですが、次回第678回審議会については、7月30日水曜日の午前9時30分から開催させていただきたいと考えております。いつもより30分早めとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

この本審におきましては、昨年度は兵庫県最低賃金についての意見聴取するための公示を行い、意見書の提出があった団体等から意見陳述を行っていただきました。

現在7月28日を期限として、その意見を求めている状況となっております。

そのため、意見陳述の申出があった場合は、次回の本審における意見陳述の実施の可否について、御確認いただけたらと思っております。

さらに、次回の7月30日の本審までに中央最低賃金審議会において、目安の答申が行われておりましたら、その次回本審において、その伝達も併せて行いたいと考えております。

なお、その本審終了後に、引き続き第1回兵庫県最低賃金専門部会を開催したいと考えております。そこでは、部会長選出審議等を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

この専門部会も午前中に終わるということで予定していきたいと考えておりますので、そのこともありまして、次回7月30日の開催時刻を9時半と30分早めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

#### ○山口会長

ありがとうございます。

では、事務局から説明があったとおり、今回は、7月30日水曜日午前9時30分から本審を開催し、その後、同日本審終了後に引き続き第1回目の専門部会を開催することとしたいと思います。

併せて、次回の審議会及び専門部会についても、昨年度と同様に、公開として、開催させていただきます。

また、意見陳述につきまして、関係者からの希望があるようでしたら、次回の本審において、例年どおり認めることとしたいと思います。

委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

#### ○各委員

はい。

○山口会長

では、次回7月30日の本審では関係者からの申出があれば意見陳述を行うこととし、その本審後に専門部会を開催することとします。

なお、この本審と専門部会は公開していくこととします。

何か、他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

次に、最後の議題(4)「実地視察の報告」に入ります。

なお、ここからは、特定の個人又は事業場に関する内容に触れますので、個人情報や企業情報の保護に支障を及ぼすおそれがあるために、非公開とさせていただきます。

そのため、ここで傍聴の方は退席をお願いいたします。

(傍聴者退場)

○山口会長

それでは、議題(4)「実地視察の報告について」に移ります。

この審議会においては、平成29年度から実施している地域別最低賃金に係る実施視察につきまして、御説明させていただきます。

この実地視察の目的としましては、委員の皆様には兵庫県最低賃金が適用される業種における事業者や労働者の実態をよく御認識いただくために実施しているということです。

昨年度末、つまり今年の3月に開催しました本審において、御了承いただいているところですが、今年度は、「宿泊業、飲食サービス業」と「卸売業・小売業」の業種から1事業場ずつ、合計2業種を視察しました。

特に昨年度、事務局において実施しました兵庫県における基礎調査の結果を踏まえて、最低賃金額の改正影響を大きく受けるこれらの業種から任意に事業場を選定して実施したものととなります。

では、実地視察の結果について、視察を行われた委員から報告をいただきたいと思えます。

最初に「飲食サービス業」の実地視察(令和7年6月12日実施、視察委員一三上委員、中西委員、松岡委員)について、報告をお願いいたします。

○三上委員

「令和7年度兵庫地方最低賃金審議会実地視察報告書(飲食業)」(審議会委員限参考資料)に基づき、1. 事業所の概要、2. 事業所視察、3. 使用者からの意見聴取、

4. 労働者側からの意見聴取、5. その他参考事項について、説明)

○松岡委員

(1日の中で繁閑の差が激しく、社会保険に入りたくても、社会保険に入っていたく人を制限せざるを得ない状況にあるとの補足説明)

○中西委員

(賃金を高めに設定しても、時間調整が難しく、社会保険に入りたいということでも入れないという状況にあるとの補足説明)

○山口会長

では、続きまして、「小売業」の实地視察(令和7年6月26日実施、視察委員一坂本委員、小菅委員、吉川委員)について、参加された委員から報告をお願いいたします。

○坂本委員

(「令和7年度兵庫地方最低賃金審議会实地視察報告書(小売業)」(審議会委員限資料)に基づき、1. 事業所の概要、2. 使用者からの意見聴取、3. 労働者側からの意見聴取、4. その他参考事項について、説明)

○吉川委員

(去年からすでに赤字で、最低賃金が上がった分だけ、そのまま赤字になっている。職場環境は非常に良く、それがパート労働者の定着につながっているとの補足説明)

○小菅委員

(事業縮小という中、本業では賄えず、付帯商品の販売も行っている。最低賃金水準に留まり、熟練度が反映できない賃金状況にあるとの補足説明、主婦パートだけではなく、フリーターの意見聴取もしたかったとの意見表明)

○松岡委員

(当該業界について、文化的にも守っていかなければいけないとの意見表明)

○山口会長

では、これで实地視察の報告について、終わらせていただきます。  
その他、特になければ、これで審議会終了ということですが。

○安積賃金室長

事務局より、1点お知らせがありますので、この審議会が終わりましたら、今後の

日程調整等について、少しだけお時間をいただきたいと思います。と思っています。

○山口会長

それでは、これで今日の審議会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

松岡 直哉